

保育料等助成金支給制度

神石高原町立病院では、子育て世代の職員が
安心して働ける職場環境づくりをめざしています。



♡助成金の対象となる職員

保育所・幼稚園・託児所等に入所している児童と同居している父または母
正職員・パート職員どちらでも対象です
産休中、育児休暇中も対象です。

♡支給対象経費

保育所・幼稚園・託児所利用の基本料
時間外利用料 食事・おやつ代 冷暖房費 送迎費 教材費 保険料

♡助成金の額

対象となる経費の全額を助成します。
ただし、他から助成があった場合は、その額を差し引きます。

♡その他の子育て支援制度♡

- ♡ お子さんが満3歳になるまでは、夜勤を免除しています。
- ♡ 育児・介護の短時間勤務制度があります。
- ♡ 高校卒業まで、こども医療費助成制度があります。〈神石高原町民及び町外から通学する県立油木高校生徒〉
- ♡ 小学校入学時に神石高原町からお祝い金が支給されます。〈神石高原町住民のみ〉
(第1子10万・第2子20万・第3子以降30万)